

# 熊野古道アクションプログラム4

## 保全と活用のための活動指針

令和8年3月

熊野古道協働会議

はじめに .....	1
<b>1 策定の概要</b>	
1-1 策定の目的 .....	4
1-2 対象期間 .....	4
1-3 運営体制と進行管理 .....	4
<b>2 現状と課題</b>	
2-1 現状とこれまでの成果 .....	5
2-2 今後見込まれる社会環境の変化 .....	7
2-3 課題 .....	8
<b>3 めざす姿</b>	10
<b>4 活動指針と具体的な取組</b>	
目標1 価値に気づく .....	12
目標2 守り伝える .....	16
目標3 伊勢路を結ぶ、地域を活かす .....	22
(付表) 関係者に期待される役割整理表 .....	30

## 資料編

1 熊野古道伊勢路概略図 .....	32
2 「紀伊山地の霊場と参詣道」「熊野古道伊勢路」 シンボルマーク・デザインガイド .....	33
3 世界遺産とは .....	34
4 日本の世界遺産 .....	35
5 世界遺産の価値基準 .....	36
6 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野参詣道 ..	37
7 世界遺産の保全について .....	40
8 紀伊山地の参詣道ルール .....	42
9 熊野古道アクションプログラム4の策定経過 .....	43

## はじめに

### (1) 熊野古道について

#### ・世界遺産としての熊野古道

「熊野古道」は、伊勢や大阪・京都から紀伊半島南部にある熊野三山を結ぶ道のことをいいます。古くは「くまのみち」、「熊野街道」とも呼ばれ、これらのうち保存状況の良い部分が「熊野参詣道」（中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路）として国の史跡に指定されています。

平成16年7月に世界遺産（文化遺産）として登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」は、「熊野三山」、「吉野・大峯」、「高野山」の3つの霊場と、これらを結ぶ「熊野参詣道（熊野古道）」、「大峯奥駈道」、「高野参詣道」からなり、三重県・奈良県・和歌山県にまたがる遺産です。日本の世界遺産としては初めて遺産全体が「文化的景観」として登録されたことに大きな特徴があります。

#### ・文化的景観という考え方

世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、人類が築き上げた壮麗な記念碑的建造物や手つかずの自然地域が中心となって登録されてきました。そこに1980年頃から、人が自然に対して働きかけ、自然との間に築き上げてきた物理的、精神的な関係を多様に示す「文化的景観」の普遍的価値を認めようという声が高まり、その考え方を世界遺産に含めるよう検討が開始されました。

10年あまりの検討の結果、平成4年、従来の文化遺産の登録基準の中に、遺産を景観的な側面から解釈することが可能な文化的景観が加えられました。

文化的景観には次のようなものがあります。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>i 人間によって設計され創り出された公園や庭園などの景観</li><li>ii 棚田など農林水産業などの産業と関連した有機的に進化してきた景観</li><li>iii 自然的要素が強い宗教的、芸術的、或は、文化的な事象に関連する景観</li></ul> |
|--|

参考：「世界遺産Q & A」 「世界遺産ガイドー文化遺産編ーIV. 文化的景観」

文化的景観が世界遺産の概念に取り入れられてから、文化的景観による登録は年々増加しています。

#### ・熊野古道の文化的景観

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、神道、仏教および修験道の霊場とそれらを結ぶ参詣道が、紀伊山地の山、川、海という大自然、そしてそこに暮らす人々の生活とも多様に結びつき、独特の文化的景観を形成しています。

紀伊山地は古くから林業の盛んな地域であり、千年におよぶ歴史の中で人為と自然がみごとに調和した特徴ある森林地帯が形成されています。熊野古道の森林

景観は、ある時は林業と密接に関わり、またある時は、雄大な自然の姿そのものと、さまざまな情景を見せてくれます。また、遥かに目を移せば、重なる山々の雄大な姿や果てしない海原と波涛洗う海岸線は、自然への畏敬や信仰心を育んできました。

多様な信仰を背景とする熊野古道は、これらのすばらしい景観を巡る単なる通行路ではない、精神性を深める「祈りの道」として、世界でも唯一無二の個性を持っています。

## (2) 熊野古道アクションプログラムについて

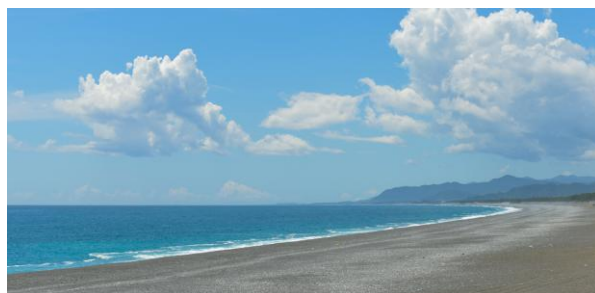
「熊野古道アクションプログラム」は、熊野古道伊勢路に関わる人々および関心を寄せる人々が、熊野古道の保全と活用のために自発的に活動するための指針です。

「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産暫定リストに登載された翌年から、地域住民、市民活動団体、事業者、専門家、行政機関などの熊野古道関係者が協働して、熊野古道伊勢路の保全と活用について検討を重ね、平成15年3月に最初の活動指針となる「熊野古道アクションプログラム」をとりまとめました。

平成16年7月に「紀伊山地の霊場と参詣道」が正式に世界遺産に登録され、世界遺産としての熊野古道の保全と活用に関する活動が始まりました。その後、社会情勢の変化や活動の状況に即した形で、これまで4回の改定を行ってきましたが、令和6年に世界遺産登録20周年を迎えたことや、アクションプログラム3追記編の策定から4年が経過したことから、今回新たに「熊野古道アクションプログラム4 保全と活用のための活動指針」をとりまとめました。

策定にあたっては、これまでの活動や考え方について検証し見いだされた成果と課題、および今後予想される社会環境の変化等を踏まえるとともに、世界遺産登録25周年、第63回神宮式年遷宮、世界遺産登録30周年も見据え、今後10年間の活動指針、5年間の具体的な取組をとりまとめています。

地域の住民はもとより、市民活動団体、事業者、専門家、行政機関など熊野古道伊勢路に関わる全ての人々、団体が、ここにまとめた基本的な考え方に沿って、熊野古道の本質を理解した上でその保全と活用に取り組み、熊野古道伊勢路を後世に継承していきたいと考えています。



浜街道（七里御浜）

## 熊野古道アクションプログラムの経緯

策定期期	概要
平成15年3月	<p>「熊野古道アクションプログラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1期（平成14年度～16年度）</li> <li>・3つの基本               <ul style="list-style-type: none"> <li>①独自性の確立 ②総合的な環境保全 ③内発的な地域振興</li> </ul> </li> <li>・4つの方針               <ul style="list-style-type: none"> <li>①自主的に行動する、②多くの仲間と協働する、</li> <li>③じっくりと取り組む、④あるものを活用する</li> </ul> </li> </ul>
平成17年7月	<p>「熊野古道アクションプログラム2」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期（平成17年度～19年度）</li> <li>・3つの目標 ①価値に気づく、②守り伝える、③伊勢路を結ぶ</li> </ul>
平成20年12月	<p>「熊野古道アクションプログラム2 追記編」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期（平成20年度～26年度）</li> <li>・3つの目標はアクションプログラム2を継続</li> <li>・「3つの輪づくり」を追記               <ul style="list-style-type: none"> <li>①保全と活用の輪づくり、②内の輪づくり、③外の輪づくり</li> </ul> </li> </ul>
平成27年3月	<p>「熊野古道アクションプログラム3」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4期（平成27年度～令和6年度）</li> <li>・活動指針 ①価値に気づく、②守り伝える、</li> <li>③伊勢路を結ぶ、地域を活かす</li> </ul>
令和4年3月	<p>「熊野古道アクションプログラム3 追記編」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期（令和4年度～令和7年度）</li> <li>・活動指針はアクションプログラム3を継続</li> <li>・期間中の具体的な取組や目標を追記</li> </ul>



ツヅラト峠

# 1 策定の概要

## 1-1 策定の目的

「熊野古道アクションプログラム4 保全と活用のための活動指針」は、熊野古道伊勢路の価値を将来に向けて守り伝えることを目的に、熊野古道に関わる人々および関心を寄せる人々が、熊野古道伊勢路の保全と活用にあたっての考え方を共有し、自発的な活動を推進するとともに、その保全と活用をより一層進めていくために、熊野古道協働会議※において策定しました。

※熊野古道に関わる人々が意見交換や調整を行う場として設置している会議

## 1-2 対象期間

活動指針：令和8年4月から令和18年3月までの10年間

具体的な取組：令和8年4月から令和13年3月までの5年間

## 1-3 運営体制と進行管理

個々のアクションの進行管理は、原則的には実施主体が自主的に行います。自主管理を補完し、外部からの視点を含めて評価や見直しを行うために、PDCAサイクルの観点から協働会議を開催し進行管理を行います。

具体的には、事務局（県東紀州振興課）が目標に対する暦年の実績を集計し、翌年3月を目途に開催する協働会議において検証し改善へと繋げていきます。

また、単独の実施主体では解決できない課題への対応については、協働会議の「分科会」を構成し継続的に検討を重ねます。



語り部の活動

## 2 現状と課題

### 2-1 現状とこれまでの成果

熊野古道伊勢路の文化的景観は、古くは参詣道として、また、巡礼者が途絶えてからも地域住民の生活の道として、熊野の人々の暮らしの中で維持されてきました。

その価値が再び見直されるようになり、保存会や語り部の会、研究会等の地域における長年の自主的な活動・研究が基礎となって、平成16年に世界遺産に登録されました。埋もれていた道や史跡、伝承等の掘り起こしが進み、伊勢から東紀州地域にわたり保存会や語り部の会等の活動団体が組織されるなど、今日にいたるまで地道な活動は継続されています。こうした活動により、文化的景観が維持されているだけでなく、地域において熊野古道という名称が浸透し、訪れる人々へのおもてなしや情報発信につながっています。

一方で、世界遺産登録を機に、ハード面においても受入態勢が進展しました。熊野古道と周辺地域の情報発信拠点として、平成19年に「三重県立熊野古道センター」が開館したことをはじめ、「夢古道おわせ」、「紀南中核的交流施設」、「お綱茶屋」、「鬼ヶ城センター」などの集客交流施設が整備されました。

また、紀勢自動車道の開通や、熊野尾鷲道路の熊野市までの延伸により、東紀州地域の日帰り交流圏域（3時間圏域）が名古屋市まで拡大するなど、東紀州地域への交通アクセスが大きく向上しました。

これまでの取組に加えて、令和元年11月には、三重県と「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」を有するスペイン・バスク自治州との間で「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」を締結し、情報発信と交流を進めることとしています。

熊野古道伊勢路の来訪者数は、世界遺産登録当初（平成16年）は年間15万人でしたが、10周年（平成26年）には過去最高の43万人となりました。その後、コロナ禍を経て、世界遺産登録20周年（令和6年）では、さまざまな関係者による多彩な記念事業が開催されたこともあり、35万人の来訪がありました。今後は、これまで十分に伝えることができていない、祈り・安らぎを求める巡礼道などの熊野古道伊勢路の本質的価値を人々に理解してもらえるよう取り組み、「現代の巡礼道」をめざす必要があると考えられます。

また、保全関係者の高齢化が一層進んでおり、持続可能な古道保全の仕組みを直ちに構築することは、喫緊の課題となっています。

## 主 な 成 果

目 標	主 な 成 果
価値に気づく	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古道や熊野の歴史・文化に関する調査研究および研究誌の発行</li> <li>・ 地域住民を対象とした講座の開催</li> <li>・ 首都圏等の大学と連携したオープンカレッジでの講義、共同研究</li> <li>・ 都市部での古道や地域の魅力を発信する文化講座やセミナーの開催</li> <li>・ 5周年記念事業としての熊野古道国際会議の開催と20周年記念事業としての国際シンポジウムの開催</li> <li>・ 学校教育での古道に係る遠足や総合学習の取組</li> <li>・ 子供向けの学習教材の作成</li> <li>・ 本質を伝えるPRビデオの制作</li> <li>・ ホームページやパンフレットによる情報発信</li> <li>・ 熊野古道センターの整備、集客交流</li> <li>・ 教育旅行を通じて多くの子供たちが古道の価値を体験</li> <li>・ 児童・生徒が地域の歴史や文化に触れる次世代育成の取組</li> <li>・ 県内の小中学生等を対象とした古道の保全体験学習の取組</li> </ul>
守り伝える	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの保存会の発足、保全活動の実施による景観と安全・安心に歩ける古道の保全</li> <li>・ 保全活動に対する企業等からの財政的支援の開始・継続</li> <li>・ 語り部の会の発足、案内等の活動による来訪者への古道の魅力を啓発</li> <li>・ 参詣道ルールの制定と普及・啓発</li> <li>・ 伊勢路景観保護条例の制定、保存管理計画の策定</li> <li>・ 熊野川流域景観計画の策定</li> <li>・ 保存会、語り部の会の活動の継続、活動への高い評価</li> <li>・ サポーターズクラブの結成</li> <li>・ 民間企業の参画も得て伊勢路全体で取り組んだ周年記念事業</li> </ul>
伊勢路を結ぶ、 地域を活かす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊勢から東紀州エリア全域での保存会、語り部の会の活動の広がり</li> <li>・ 古道を歩くためのガイドマップ、伊勢から熊野までを通して歩くための冊子、周辺情報を整理したガイドブックの整備</li> <li>・ トイレや東屋、駐車場の整備</li> <li>・ 伊勢路シンボルマークの作成</li> <li>・ 世界遺産道標、伊勢路道標、峠の安全を高める道標の整備（ボランティアによる沿道への設置、赤白マークの設置含む）</li> <li>・ 多くの集客交流拠点や紀南中核的交流施設の整備</li> <li>・ 伊勢路踏破ウォークの実施</li> <li>・ 都市部からのシャトルバスや地域の周遊バスの整備</li> <li>・ インターネットやパンフレット、周年記念事業をはじめ、さまざまなイベント等による誘客に向けた情報発信による認知度の向上</li> <li>・ 上記による来訪者の大幅な増加</li> <li>・ 熊野古道協働会議をはじめとする関係者の連携会議の発足、連携・協働促進</li> <li>・ 和歌山県、奈良県との三県協議会の設置・運営など、三県連携の取組</li> <li>・ スペイン・バスク自治州との「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」締結（2019年）</li> <li>・ 交通案内看板での他県とのデザインの統一化</li> <li>・ 「熊野古道伊勢路案内等表記ガイドライン」の策定による統一的なルール化</li> <li>・ 「三重県熊野古道活用プラン」の策定</li> </ul>

## 2-2 今後見込まれる社会環境の変化

三重県南部地域の人口は、平成 27 年から令和 7 年までの 10 年間に 14.7%減少し、地域経済を支えてきた担い手不足などにより、地域の活力が低下してきていると言われており、今後も人口の減少傾向が続くことが予測されています。

一方で、自然指向・自然回帰の高まり、DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用などを背景に、若い世代を中心に、都市から地方へ移住しようとする風潮が生まれるとともに、地方と多様な形態で関わる関係人口も注目されています。

このように、人々のライフスタイルや価値観が大きく変化しつつある状況においては、熊野古道伊勢路が持つ本質的価値の観点からは、こうした環境の変化を、熊野古道アクションプログラムの 3 つの目標、「価値に気づく」、「守り伝える」、「伊勢路を結ぶ、地域を活かす」のいずれの面からも、好機ととらえることができます。

交通アクセスについては、紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線の建設促進・供用や東京―名古屋間のリニア中央新幹線の建設工事など、交通網整備の拡充に向けた動きが進行しつつあり、人々の行動範囲がますます拡大することが期待されます。

また、コロナ禍を経て、多くの外国人観光客が再び日本を訪れるようになり、令和 7 年には過去最高の約 4,300 万人が日本を訪れ、今後も増加することが見込まれます。また、三重県内では、令和 15 年に第 63 回神宮式年遷宮が行われますが、既に各種行事が始まっており、今後、多くの観光客が三重県内に訪れることが見込まれます。こうした追い風に対して、世界の宝である伊勢路の本質的価値を国内外に向けて発信することが必要です。



松本峠

## 2-3 課題

世界遺産登録から21年が経ち多くの成果が見られる一方で、引き続き、大きく2つの課題が残っていると考えられます。

- 1 持続可能な古道保全の仕組みを直ちに構築する必要がある
- 2 熊野古道伊勢路の本質的価値を伝え「現代の巡礼道」をめざす取組は道半ば

### 1 持続可能な古道保全の仕組みを直ちに構築する必要がある

保全関係者の高齢化に伴う担い手確保については、本協働会議に参画するすべての人がひとしく共有している喫緊の課題です。

これまでは、伊勢路に関わる活動をする個人や団体がそれぞれで、自分の身近な人に声をかけるなどして、新たな担い手の確保に努力してきました。しかし、地元の有志を主体とする保全活動だけでは限界に近づきつつあります。

次世代を担う新たな担い手を、地域の中だけでなく地域外からも含め、育成や確保していく必要があり、企業のCSR（社会的責任）活動による支援なども組み合わせる必要があります。

また、財源についても、クラウドファンディングなどの新たな確保策を含め、あらゆる手法の導入を試みることも求められます。

保全団体のそれぞれの状況に応じて、多様な手法の中から選択し組み合わせる体制が構築できるように、関係者がさまざまな手法を共通に理解したうえで、検討していく必要があると考えられます。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・何も活動しなければ劣化してしまう。持続的に保護・保全をしていくためには地域の中だけでなく地域外からも含め、担い手を育成や確保していく必要があると考える。
- ・保存団体の高齢化は増すばかりだろうと思います。民間で世界遺産の古道以外で、同じように地域に残っている古道を発掘したり、清掃したりする活動をおこなっているところがあります。そういった取り組みも共有できるような組織づくりが必要ですが、ボランティアでは限界があると思われます。
- ・保全活動団体は高齢化、会員数の減少に悩んでいるため、サポート強化を図っていただきたい（金銭面だけでなく、市町を超えた相互協力や地域住民の参加協力など）。
- ・保全団体の高齢化が問題となっている。若い世代の担い手確保が急務である。それが難しい場合は外部委託を行うための予算を充て、保全に取り組んでいくべきであるとする。

(注) 上記は関係者・来訪者へのヒアリングやアンケート調査の結果から引用。以下同様。

## 2 熊野古道伊勢路の本質的価値を伝え「現代の巡礼道」をめざす 取組は道半ば

祈り・安らぎを求める巡礼道であることを基本に、歴史に育まれた独自の風土や自然があること（自然に対する崇拜も地域に根づいています）、かつての「善根宿」に見られるように巡礼者へのおもてなしや思いやりがあることなど、世界遺産として評価されている熊野古道伊勢路の本質的価値を多くの人々に浸透させていくことは、まだ道半ばです。追加登録の可能性がある箇所も残っています。また、伊勢路は巡礼道としてだけでなく、地域の人々の暮らしのための道、当時の文化が双方向に交流する道でもありました。

さらに、安らぎを求める現代人からは、自分自身の足で歩くことを通じて心を癒したり、自らを見つめ直す道にもなります。これは「現代の巡礼道」と言えるものです。

伊勢路の本質的価値に対する巡礼者からの共感や信頼を得るためには、これら伊勢路の持つ「強み」を、維持し、高め、伝えることが必要です。そのためにも「保全」は大切であり、「保全」と「活用」は相互に連携しています。

紀伊山地に展開している熊野三山、高野山、吉野・大峯は、自然崇拜に根ざした神道や中国伝来の仏教、その両者が結びついた修験道など、多様な信仰の形態を育んだ神仏の霊場である。

そうした三大霊場と参詣道における自然環境と一体となった信仰心は、今なお人々の中に息づいている。

「紀伊山地の霊場と参詣道」は、その独特の景観が認められ、日本で初めて遺産全体が文化的景観として登録された世界遺産である。

出典：「ユネスコ世界遺産年報2005」

### 関係者・来訪者の意見

- ・「熊野古道」「文化」「歴史」等に関心の薄い層にも、価値や良さを伝え、裾野を広げることが必要不可欠。
- ・伊勢路は守られてきた素晴らしい景観が残っているが、景観だけでなく、地元の人々が紡ぎ続けてきた文化、伝統、生業等の物語（ストーリー）を来訪者に伝えることにより、来なければ伝わらない五感へのアプローチを拡散していただく等の施策も重要と考える。
- ・最近、SNSで「#自然界隈」で、若者が熊野市を訪れている投稿を見ることが増えたので、熊野の自然を活かして熊野古道を“修行の道”から、自然で心癒される自然界隈の聖地にすればいいと思う。

### 3 めざす姿

## 現代の巡礼道



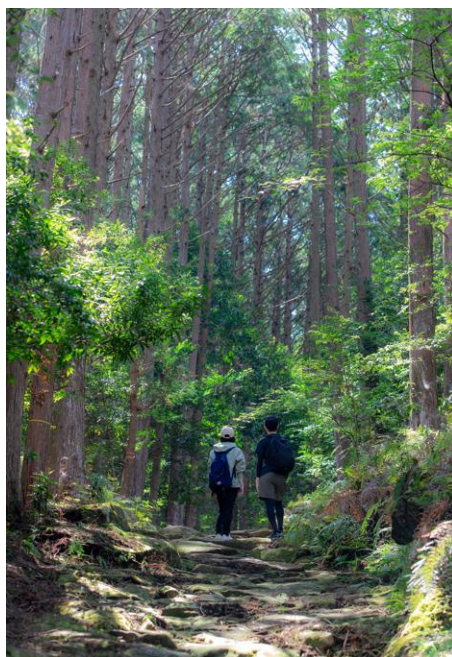
松本峠

#### 【現代の巡礼道のイメージ】

「歩き旅」を象徴的なイメージとしながら、さまざまな目的で多くの人々が伊勢路を訪れ、それが地域の活力になっています。

- 世界遺産の価値を理解したうえで、安らぎや癒しを求めたり、自分自身を見つめ直すことを目的に、多くの人々が伊勢路を歩いています。歩き終えた人々の心の中には、ポジティブな変化が生まれています。
- かつての巡礼旅を踏襲し、伊勢神宮から熊野三山を目指して踏破する人々が歩いています。地元では、世界遺産として評価された伊勢路の本質的価値をくまなく体験するこうした巡礼旅を大切に考えています。
- さまざまな目的で多くの外国人も歩き、地域の人々や文化への理解が深まっています。
- 世界遺産の価値を評価し、アウトドアレジャーとして楽しむ個人客やファミリー層も、部分的に伊勢路を歩いています。
- 伊勢路を歩く旅人が増えていることから、旅行社が団体ツアーを催行し、団体客も伊勢路を歩くとともに周辺スポットを楽しんでいます。
- 宿泊施設や拠点施設の交流スペースで歩く旅人の交流が生まれ、ルートに関する情報交換が行われています。また、施設の管理者と歩く旅人とのコミュニケーションや交流が活発に行われ、ルートや周辺観光スポットの情報提供が行われています。

- 伊勢路を歩く旅人の好意的な口コミがSNSでどんどん情報発信され、それが新たな来訪者を生み出す好循環が生まれています。
- 多くの旅人が伊勢路を歩き評価する姿が地域の人々の喜びとなるとともに、歩く旅人と地域の人々との交流が生まれています。
- 財源・人的支援のいずれの面からも、新たな手法も含めさまざまな手法を組み合わせ、地域に応じた保全体制が構築され保全活動が継続しています。その結果、世界遺産の文化的価値が守られ、来訪者の評価に繋がっています。
- 保全に関わる人々と活用に関わる人々との交流が活発になり、保全関係者が活用に関わったり、活用関係者が保全に関わったりする動きが生まれています。これら連携の結果、保全・活用の両面でプラス効果が表れています。
- 伊勢路全域で世界遺産に登録される資産が追加登録されることで、伊勢から全行程を歩く人が増え、来訪者の評価も向上しています。
- これらの結果、伊勢路全域に新たな活力が生まれており、地域の外の人々から見て魅力的な地域となることで、地域外からさらに活力が注入される好循環が生まれています。



馬越峠

## 4 活動指針と具体的な取組

### 目標 1 価値に気づく

将来にわたって熊野古道伊勢路を保全・活用していくためには、まず地域住民が熊野古道の文化的景観としての価値を正しく理解し、日常的に関わることで、古道や自らが住む地域に愛着と誇りを持つことが重要です。世界遺産登録から20年以上が経過した今、世界遺産の追加登録も見据え、熊野古道伊勢路の本質的価値を再認識、または正しく認識する機会の確保に努める必要があります。また、次世代にもその価値を伝えていく取組を推進していくために、子どもたちが地域の歴史や文化を学ぶことができる環境づくりが不可欠です。

さらに、熊野古道伊勢路の価値を正しく情報発信し、また相互交流を図っていくことにより、地域外においても熊野古道伊勢路の価値の気づきを促し、文化的景観への理解、さらに保全・活用への意識の醸成を図っていきます。

#### (1) 本質の追究

##### ○研究の継続と発信

熊野古道伊勢路の歴史や伝承、また、地域の歴史や生活文化の研究を継続するとともに、大学との連携等を通じて研究の強化を図ります。

地域住民や来訪者向けの講演会やシンポジウムの開催、都市部での講座の開催、調査報告書や書籍の出版等の充実を図り、その取組内容や成果を広く発信していきます。また、研究の進展等による情報の更新・共有、バスク自治州とのオンライン会議の開催による意見交換等を継続的に図っていきます。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・伊勢路には地域の人が巡礼者を庇護し、旅を続けられるように祈った石仏や観音堂、善根宿跡が随所に残る。また現在の人々の気風にもその優しさが引き継がれている。また旅を続けられなくなった巡礼者を抱えた場合の貧しかった地域の負担の重さや苦労も地域には存在していた。伊勢路の本質を深く理解することこそ、地域の優しさを若い世代に引き継げる唯一の方法である。
- ・せっかく三重県が令和元年に「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」を締結しているのですから、バスク地方を通る巡礼道「北の道」との連携をもっと強化していく仕組みを作ってほしいと切に願います。

## (2) 地域活動や社会教育

### ○地域住民の意識・関心の向上

地域住民が、熊野古道伊勢路や地域の歴史・文化を学んだり、歩いたりするなど関わりを持つ機会を確保し、充実させていくことや、家族ぐるみのウォーキング大会など参加を促す仕組みづくりを行うことで、古道に対する意識・関心の醸成を図ります。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・地域住民が価値を気付くことで、次世代にも繋がっていくと考える。
- ・熊野古道をまだ歩いたことが無い地域住民が多く、定期的に行くためのコースを歩くツアーを企画し、外部からの来訪者に良さを伝えたり、もてなしができるようになると良いと思う。

## (3) 学校教育

### ○学校教育の充実

熊野古道伊勢路を有する地域内の学校の遠足や総合学習等の時間において、古道を歩き、学ぶ機会の充実を図ります。また、学校教育の現場と、語り部の会や保存会が積極的に連携を図ることや、副読本を活用するなど、より効果的に学ぶ機会の提供をめざします。

また、地域外の子もたちにも熊野古道についての学習や古道を訪れ体感する機会の充実を図ります。

## (4) 情報発信

### ○本質的な価値の発信

祈り・安らぎを求める巡礼道であることを基本に、歴史に育まれた独自の風土や自然があること、かつての「善根宿」に見られるように巡礼者へのおもてなしや思いやりがあることなど、熊野古道伊勢路が世界遺産に登録された本質的な価値は、いまなお世界においても、誇るべき普遍的で稀有な価値です。その価値をインターネットや出版物での発信や、講演会の開催等、継続的な情報発信を行い、引き続き熊野古道伊勢路の社会的・国際的な価値の認知度向上を図ります。

## (5) 拠点施設の活用

### ○拠点施設での情報発信と周辺施設との連携

拠点施設における継続的な情報・資料の収集や発信、来訪者と地域住民との交流を通じて、熊野古道や地域の価値に気づいたり、広げたりする機会を増やします。

また、国内外の取組を参考に子ども向けワークショップを企画することなど、より効果的に学ぶ機会の提供をめざします。

さらに、県外への情報発信に関する取組を強化するとともに、拠点施設を軸として、周辺施設や熊野古道に関連する施設との連携をさらに推進することで、広域的な情報発信、交流人口の拡大に努めます。

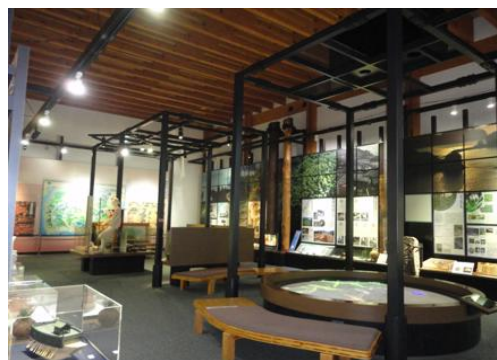
※三重県立熊野古道センター

熊野古道センターは、熊野古道の歴史、自然、文化等を紹介するとともに、人および情報の交流を通じて地域の振興に寄与するため、平成19年2月に開館しました。熊野古道にふさわしい木造の建物とするため、尾鷲ヒノキの135mm角材を約6,500本使用しています。

開館以降、常設展示の見直しが行われていないことから、これまでの社会環境の変化等を踏まえ、常設展示のリニューアルを予定しています。



熊野古道センター外観



熊野古道センター常設展示室

## 目標 1 の活動事例

テーマ	取組方向	活動事例
(1) 本質の追究	研究の継続と発信	古道にまつわる伝承・史跡等の発掘、研究
		大学等との連携
		フォーラム・シンポジウム等の開催
		都市部での講座の開催
		研究の進展による発信情報の更新・共有
		世界遺産登録25周年、30周年に向けて「伊勢路の強みを維持し、高め、伝える」取組を立案
		スペイン・バスク自治州との覚書の締結を生かしたオンライン会議の実施や写真展の開催
(2) 地域活動や社会教育	地域住民の意識・関心の向上	地域住民対象の古道ウォーク・保全清掃活動の開催
		子どもたちが古道案内人を担う古道ウォークの開催
		講座、勉強会や交流会の開催
(3) 学校教育	学校教育の充実	学校教育での古道を学ぶ機会の充実
		学校教育の現場と語り部の会や保存会との連携強化
		修学旅行や遠足誘致の働きかけ
(4) 情報発信	本質的な価値の発信	インターネットを活用した本質的な価値の発信
		出版物による情報発信
(5) 拠点施設の活用	拠点施設での情報発信と周辺施設との連携	熊野古道センターでの情報・資料収集の継続
		子ども向けワークショップの企画
		熊野古道センターでの古道や地域の県外への情報発信強化
		周辺地域や熊野古道関連施設との連携・協力強化



荷坂峠



始神峠

## 目標 2 守り伝える

熊野古道伊勢路の保全是、主に地域の保全団体によって継続的に行われてきましたが、関係者の高齢化に伴う担い手確保については、本協働会議に参画するすべての人がひとしく共有している喫緊の課題です。

次世代を担う新たな担い手を、地域の中だけでなく地域外からも含め、育成や確保していく必要があります。企業のCSR（社会的責任）活動による支援なども組み合わせる必要があります。また、財源についても、クラウドファンディングなどの新たな確保策の導入が必要です。

伊勢路の本質的価値を伝え「現代の巡礼道」をめざすためにも、「保全」は本質的価値の基礎となるものです。

### 本プログラム期間中の目標

世界遺産登録25周年を迎える令和11年度までに、伊勢路全域で持続的な保全の仕組みが構築されていることをめざします。



熊野古道伊勢路一斉クリーンアップ作戦（馬越峠）

## (1) 守り伝える体制

### ○保全状況の見回り・情報提供等

古道が良好に保存され、来訪者が安全に歩くことができるよう、引き続き、古道の見回りや、保全状況についての情報収集および提供に努めます。また、峠間の清掃不十分な箇所も見られることから、峠間の清掃活動にも取り組みます。

令和4年6月に、熊野古道協働会議において、保全団体や県教育委員会、市町文化財保護担当課等で構成する「持続可能な保全体制づくり」分科会を立ち上げました。分科会では、持続可能な保全の仕組みを構築するための工程表を作成して、伊勢路全域で保全を統括する組織の検討や、担い手確保策、財源確保策などについて協議を行っており、引き続き仕組みの構築に取り組みます。

また、バッファ・ゾーンの森林管理のあり方についても、同分科会で議論します。

### ○関係団体の担い手確保

熊野古道ウォーキング・熊野古道に関する啓発活動の参加者や、地域住民のネットワークを通じて、若い世代に対して守り伝える活動への参加を促します。また、語り部については、養成講座などへの参加者を増やすため、これまで語り部を養成していなかったエリアでも養成に取り組むことや、参加希望者のニーズに沿って、より参加しやすくなるよう担い手養成機会の充実を図ります。さらに、企業のCSR活動によるご協力を得ることなども含め新たな担い手確保策の積極的導入を図ります。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・保全団体の高齢化は顕著で、数年後でさえ不安でならない。仕組みから再考する必要がある。
- ・持続的に保護・保全をしていくためには地域の中だけではなく地域外からも含め、担い手の育成や確保をしていく必要がある。
- ・保全活動は、抜本的進化は中々現状難しい。伊勢路だけではなく、全国的に保全を行って頂いているボランティアな団体は高齢問題を抱えている。次世代の担い手（ボランティアではなく、事業として）の確保、保全を体験するエコツアー等、急務と考える。
- ・熊野古道語り部友の会は旅行会社等から高い評価をいただき、依頼も絶えない。語り部の養成も続けていきたい。



地元高校生による保全活動  
(曾根次郎坂・太郎坂)

### ○関係団体間の連携

各地域における保存会や語り部の会等の団体間や行政間の連携を強化することで、情報交換・共有やスキルの向上、活動地域の広域化を図ります。また、「持続可能な保全体制づくり」分科会での議論をもとに、保全団体間で連携し活動を支援する仕組みづくりを進めます。

### ○地域内外からの支援体制づくり

セミナー・交流会の開催や保全体験機会の提供を通じて会員の熊野古道伊勢路への理解を促し、保全活動への支援をめざす熊野古道サポーターズクラブの取組の推進や、地域内外の企業や団体、学校との連携推進等を通じて、熊野古道を守り伝える活動をサポートする支援体制の強化を図ります。また、臨機応変に保全活動を支援できる仕組みづくりを進めます。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・熊野古道を「守る、体験させる、地域の力にすること」で魅力を向上させることが、関係人口や地域の人材を増やすことに繋がると考える
- ・熊野古道伊勢路を、世界の文化遺産として保存することを約束したのだから、保存できる体制をもう一度見直すべきだと思う。現状では、ボランティアが主体の保存会にあまりにも期待をかけすぎて、新しく入会する人すらいなくなっているのが現状

### ○保全活動に係る財源確保

行政がしっかりと予算確保に努めるとともに、「持続可能な保全体制づくり」分科会において、クラウドファンディングなどの財源確保策の検討を進めます。



熊野古道サポーターズクラブ（左：女鬼峠、右：三瀬坂峠）

## (2) 啓発活動

### ○活動の顕彰

保存会や語り部の会をはじめ、多様な地域の団体による長年の地道な研究・活動によって、現在の熊野古道伊勢路や周辺地域の価値が高められ、保全されてきました。こういった先人の皆さまの活動が着実に認められ、顕彰されるよう取り組むとともに、地域に周知を図り次世代への継承の促進をめざします。

### ○知る・体験する機会の充実

熊野古道伊勢路の清掃活動、美化活動を目的としたイベントの実施等、地域住民等が保存会や語り部の会の活動を知り、参加する機会の確保に向けて、WebサイトやSNSを活用した情報発信や、保全活動の受入機会の充実を図ります。

## (3) 文化財保護

### ○文化財保護に関する継続的な取組

関係法令および平成17年度に策定された保存管理計画に基づき、引き続き適切な保存・管理を図ります。また、これまでの災害時の復旧対応のノウハウを蓄積・活用し、今後の迅速かつ的確な対応につなげます。

あわせて、文化財を保護するための保全活動の技術指導や技術の継承、指導者の育成に取り組めます。

伊勢路は伊勢から熊野へ向かうひと続きの巡礼道であることから、世界遺産追加登録に向け、関係するさまざまな主体が、将来世界遺産として登録されうる資産を見つけ出し、守り、活用する活動を進めていきます。

令和8年2月、世界遺産未登録の峠道や施設等の一部が、国史跡に追加指定されたことから、今後、世界遺産の追加登録に向けて講演会の開催や情報発信などの機運の醸成を図っていきます。



女鬼峠



八鬼山荒神堂跡及び茶屋跡

#### 関係者・来訪者の意見

- ・世界遺産追加登録に向けての県教育委員会の調査報告や、熊野古道センターや各文化施設の活動などによって、文化財への関心はやや前進したと感じる。文化財保護の観点をふまえると活用と保全が両輪となるが、現実的には保全があってこそその活用と考える。
- ・文化財を保護していくことにより地域の文化的景観を守ることもつながり、それらを保護しようとする活動や体験する機会が増加していくと思う
- ・文化財保護の指針がきつすぎて、地域の方が独自に実施してきた古道保全が難しくなっているのを感じる。もっと手続きを簡易にした方がよいのではないか？。国指定の文化財になり簡易な橋の架け替えにまで申請書が必要であれば誰も保全できなくなるし、多額の資金が必要になる。

#### (4) 文化的景観の保全

##### ○知識・理解の向上

世界遺産登録では、熊野古道が、自然と人との深い関わりの中で形成されたすぐれた文化的景観を持ち、現在まで良好な形で伝えられていることが高く評価されました。この世界的な遺産を、将来にわたって守り伝えていく必要があります。

熊野古道伊勢路の本質的な価値である文化的景観を保全していくためには、林業における森林の循環利用や地域の営みなども踏まえながら、世界遺産登録エリアにおける景観はもとより、周辺地域の建造物等をも含めた良好な景観の維持・形成に努めていくことが大切です。

特に、世界遺産に登録された資産範囲、緩衝地帯およびその周辺地域において、開発事業等が計画された場合、世界遺産に与える影響を事前に評価する「遺産影響評価（Heritage Impact Assessment：HIA）」の実施が必要です。「遺産影響評価」により、世界遺産に影響を与える事業計画を捕捉した場合は、世界遺産に関わる多様な主体が中心となり、その影響を軽減するよう事業者に対して求めるなど、更なる文化的景観の保全に努めます。

文化的景観の保全に必要な情報収集や啓発を行うため、奈良県、和歌山県や、地元市町、関係機関との連携を強化します。また、文化財保護法や景観法、自然公園法、森林法、景観保護条例等の関係法令の遵守はもとより、有識者を招いてのセミナーや他の世界遺産登録地域との情報交換・勉強会の開催等、様々な学ぶ機会や交流の場を通じて、関係者や地域住民の文化的景観の保全に係る知識の向上、理解の醸成を図ります。

## 目標2の活動事例

	テーマ	取組方向	活動事例
(1)	守り伝える体制	(共通)	持続可能な保全体制の構築
		保全状況の見回り・情報提供等	継続的な見回りの実施
			保全状況の情報集約・提供
		関係団体の担い手確保	地域住民への守り伝える活動の周知・啓発
			地域住民への保全活動参加の呼びかけ
			担い手養成機会の拡充（未養成エリア含む）
		関係団体間の連携	保存会や語り部の会等の団体間や行政間の連携強化
		地域内外からの支援体制づくり	熊野古道サポーターズクラブの活動の推進
			県内企業との連携、保全支援の呼びかけ
			地域外の保全団体との連携強化
			保全協力企業・団体への還元（名称のHPへの掲載等）
道普請ウォークのプログラム化			
学校との連携			
保全活動に係る財源確保	クラウドファンディングなどの財源確保策の検討・導入		
(2)	啓発活動	活動の顕彰	既存活動が着実に評価され、顕彰される取組
		知る・体験する機会の充実	保存会・語り部の会等の活動体験機会の提供
			古道の清掃・美化活動の開催
(3)	文化財保護	文化財保護に関する継続的な取組	文化財の継続的な保存・管理
			保全活動の技術指導や技術継承
			世界遺産追加登録に向けた未登録文化財の発見、保存、活用の推進
			災害復旧対応経験の蓄積・活用
(4)	文化的景観の保全	知識・理解の向上	有識者を招いたセミナーの開催
			他の世界遺産登録地域との情報交換・交流・連携強化
			遺産影響評価に基づく文化的景観の保全
			熊野川流域景観計画による景観保全

## 目標 3 伊勢路を結ぶ、地域を活かす

熊野古道伊勢路は、熊野へ向かう参詣者が一步一步たどった「熊野参詣道」の1つです。現代においても、伊勢から熊野までを「通して歩く」ことによって、熊野古道の本質的な価値をより理解し、体感できるものと考えます。熊野古道伊勢路を訪れた人が、安全・安心に歩くことができ、また伊勢路を中心とした周辺地域の歴史や文化、風土を体感し、学ぶことができる環境整備が必要です。さらに、来訪者と地域住民の交流を促進することや来訪者の周遊性を高めることにより、地域の賑わい創出を図るとともに、来訪者が繰り返し訪れたいと思う地域づくりに向けて、関係者が役割を分担しながら取組を進めます。

### 本プログラム期間中の目標

主目標	伊勢路踏破者数	年間1,000人	(踏破者への記念品提供数により把握)
副目標	スタンプ箇所にある二次元コードアクセス数	年間100,000アクセス	

(参考) 伊勢路のスタンプラリー達成者数(=踏破)は年間約100名。スタンプスポット32箇所への年間アクセス数は23,784アクセス(令和6年度)。

### (1) 古道沿いの環境整備

#### ○統一感のある環境整備・情報提供

古道沿いの案内板・道標の設置・更新や、トイレ・休憩施設・展望台等の設置場所の周知および整備などにより、来訪者が安全・安心に目的地まで歩くことができる環境整備に努めます。また、伊勢路全域で、一定の間隔で環境に配慮し使いやすいトイレが整備・改修されている状態を目指します。

熊野古道協働会議において策定された「熊野古道伊勢路案内等表記ガイドライン」(令和5年3月)に基づき、案内板等の統一的な表記に取り組めます。また、伊勢路全体に対応したマップや伊勢路全域のルートが搭載されたアプリの活用など、伊勢路全体での情報提供に努めます。

アクションプログラム1でめざす方向性が示されていた「バリアフリー古道」について、まずは、障がい者や高齢者等も訪れやすい箇所やルートを選定し、バリアフリー観光に取り組む関係者から協力を得ながら、その中のバリアの解消などから取り組めます。

一般道と重複している区間において、横断歩道の無い箇所や歩道が狭い箇所などの危険個所に関する情報提供や安全確保対策に取り組めます。

#### ■ 参考例 鹿児島県屋久島

自然環境への悪影響やトイレの維持管理の負担増などを考慮し、来訪者に携帯トイレ使用の協力を促している。設置トイレや携帯トイレブースを記した地図や携帯トイレの利用方法などをホームページで公開することなどにより、来訪者に理解と協力を求めている。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・十数年前に東紀州地域内に設置した案内標識も、経年劣化で文字の判別が困難となっているものがあるが、設置団体が解散し現在の管理者が不明のため修繕が実施できていない。
- ・トイレは既存の物は洋式便器への更新が行われ、バリアフリー化が進んでいると感じるが、トイレ自体が少ないので、可能な場所から設置をお願いしたい。
- ・来訪者に一度だけではなく、リピートしていただきたいと強く思う。伊勢路は守られてきたい素晴らしい景観が残っているが、景観だけでなく、地元の人々が紡ぎ続けてきた文化、伝統、生業等の物語（ストーリー）を来訪者に伝えることにより、来なければ伝わらない五感へのアプローチを拡散していただく等の施策も重要と考える。

## (2) 情報発信

### ○効果的な情報発信

受け手を意識した効果的な情報発信を体系的に行うことにより、総合的な情報発信力の強化を図ります。それと連携する形で相互交流や口コミ拡散を図ることが可能なSNSや、スマートフォンなどを活用したきめ細やかな対応を進めることにより、熊野古道伊勢路のファンづくり、地域のファンづくりにつなげることをめざします。

国際的な認知度向上のため、外国人に熊野古道の価値の認識を高めてもらえるような情報発信を充実させていきます。

「現代の巡礼道」をめざすため、「世界遺産としての伊勢路の本質的価値を背景とした『祈り・安らぎを求める道』、『自分自身を見つめ直す道』」であることを前面に出して情報発信・PRに取り組みます。また、第63回神宮式年遷宮も見据え、伊勢からの誘客に向けたPRパンフレットの充実などに取り組みます。

マップについては、「歩き旅」に多用するスマートフォン用のアプリの活用を周知するとともに、伊勢路全体のマップについては県や（一社）東紀州地域振興公社が担当し、各地の詳しい情報やルート周辺スポットについては市町や観光団体が担当するなど、提供する内容に応じて役割を分担します。

SNSなどから来訪者目線での伊勢路についての投稿を分析し、一層の魅力向上に取り組んでいきます。

## 活動事例目標

### ● 伊勢路全域でGoogleマップ等の口コミ数・評価向上に取り組みます

(参考) 令和8年3月16日現在の口コミ件数と口コミスコアは、女鬼峠が38件、3.9。ツツラト峠が14件、4.6。馬越峠が57件、4.4。松本峠が53件、4.5。花窟神社が789件、4.5。

### ○伝承や文化の紹介

伊勢路の沿道には、祭礼行事や伝統技術など、継承されるべき無形の文化があります。伊勢路を歩く人々にとって、これらは道中の楽しみともなり、伊勢路の魅力をもっと豊かなものとしています。

このため、伊勢路にまつわる伝承や無形の文化についてのパンフレット等の充実、説明板の設置や体験機会の提供などを通じて、歩くだけでなく、熊野古道伊勢路の歴史や文化を学び、体感してもらう機会の充実につなげます。

## (3) 踏破の推進

### ○通して歩く取組の推進

熊野古道伊勢路は、伊勢から熊野まで通して歩くことで、より本質的価値を体感できると考えられることから、踏破ウォークイベントによるPR、癒しや救いを願う巡礼の道としての発信、スタンプラリーなど、来訪者が伊勢路を通して歩くための情報発信の充実や誘客の仕組みづくりを進めます。また、「歩き旅」を通じて感じることもできる、それぞれの地域性の違いにも着目した情報発信を行います。

伊勢から熊野までの「連続した歩き旅」に対応するため、令和5年3月に、伊勢路沿道の宿泊施設で構成する「伊勢路アルベルゲ協議会」が発足されました。同協議会では、熊野古道伊勢路を連続して歩くために必要な情報（モデルルート、宿泊施設、トイレ等）を分かりやすく整理・一元化したWEBサイト「熊野古道伊勢路巡礼ガイド」を公開しており、これらのWebサイト等も活用しながら、宿泊施設の情報を集約しネットワーク化とPRに取り組みます。

## 関係者・来訪者の意見

- ・伊勢路全域が良好な状態で、利用されていることが理想と考えるが、必ずしも全踏破をどんどん進めるものでもないと考えている。しかし、点検、伊勢路全体の状況把握の意味でも、年に1回はどこかが全踏破のツアーが組まれていることが理想。
- ・統一感のある案内標識等、踏破ウォークの実施の活動が目についた。南部地域は熊野古道が観光要素であるため、今後も活用の強化を望む。

### ○歩く旅人の交流促進

「歩き旅」の途中で旅人が交流できるスペースが必要です。伊勢路に一定の間隔でこうしたスペースがあり交流が広がるよう取り組みます。

## (4) 地域の賑わい創出

### ○周遊性・滞在性の向上

「歩き旅」の途中で楽しみ、歩き旅+周遊につながる周辺スポットや体験プログラムを情報発信していきます。

### ○地域資源の活用による商品づくり

熊野古道伊勢路の土産物として、来訪者が買いやすく、そのイメージにふさわしいストーリー性のある特産品・名物の発掘・創出を図ります。さらに、インターネットによる販売促進やブランド化を図り、地域の活性化につなげます。

### ○おもてなしの醸成

観光事業者や地域住民の来訪者に対するおもてなしの心の醸成を図り、古の熊野詣におけるおもてなしを今に伝えます。

また、地域住民の声掛けやおもてなしから生まれる来訪者と地域住民の交流により、繰り返し訪れたいと思う来訪者の増加につなげます。

サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路の「ブエンカミーノ！（よい巡礼を）」の声かけは旅人との交流を促進しており、伊勢路でも声かけに取り組みます。

～古の熊野詣におけるおもてなしとは～

熊野古道伊勢路沿道の地域住民は、熊野三山や西国巡礼をめざして歩いた旅人に、宿泊・休憩場所や食事を提供したり、時には行倒れた旅人を介抱したりするなど、もてなし、支えてきました。

1830年、九州から妻と息子を伴って西国巡礼に向かう旅人が、尾鷲市古江町の善根宿で病に倒れ、宿の主人の手厚い介抱にも関わらず亡くなってしまいます。旅人は地元の寺に丁重に葬られ、家族は初七日供養まで逗留しました。8年後、成長した息子が手厚い介抱とその後の親身な対応のお礼に再び主人のもとを訪れたことが古文書に残されており、当時の地域の人々のおもてなしの心をうかがい知ることができます。

### ○宿泊施設、休息施設の充実

「歩き旅」に適した宿泊・休息施設の整備や充実を図るため、農家民泊や空き家活用などが進むよう取り組むとともに、それらの施設を一体的にPRしていきます。外国人が多く利用する宿泊予約サイトへの宿泊施設の登録も推進していきます。また、宿泊施設内に歩く旅人が交流できるスペースが設置されるよう取り組むとともに、宿泊施設が「歩き旅」案内所の機能を発揮できるようにしていきます。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・民泊にインバウンドが増えてきているが、全体として宿泊施設の不足が気になる。外国向けの情報発信をより増やしてはどうか。
- ・トイレの整備や宿泊場所の確保は集客につながる整備箇所である。

#### ○交通アクセス、二次交通等の充実

交通アクセスに関する課題は、来訪者をはじめとして数多く寄せられています。このため、公共交通機関による交通アクセスや二次交通の利便性の向上、駐車場、手荷物預かり所、手荷物配送サービスなどの充実を図るとともに、これらの情報を入手しやすくすることにより、来訪者が訪れやすく、周遊しやすい環境整備に努めます。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・熊野古道に訪れてもらう交通手段や仕掛けづくりが不十分であり、市町単独で集客を目指すよりも古道沿線地域との連携を通じた取り組みが必要
- ・世界遺産登録済の各熊野古道でも交通アクセスが悪い所が多く、一回で全踏破する人はなかなかいない中、働き盛りの人でも休暇を利用して何回も来訪して踏破できるような交通の充実が望まれる。

#### ○海外に向けた情報発信と受入態勢整備

熊野古道伊勢路が持つ、祈り・安らぎを求める巡礼道などの本質的価値は、外国人の共感を得られることが期待できます。伊勢路に根づいている自然崇拝に関心が高い人々も世界には数多くいます。このため、多くの外国人に訪れてもらえるよう、多言語によるアクセスガイドの整備やWebサイト等での情報発信に取り組めます。また、バスク自治州との覚書を踏まえ、双方の巡礼道を生かした情報発信と交流を図ります。

さらに、キャッシュレス決済や多言語音声翻訳アプリの活用など、受入態勢の充実を図り、外国人の来訪者自身に伊勢路を好意的にSNS等で発信してもらえるよう取り組めます。



サンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼路「北の道」  
スペイン・バスク自治州提供  
撮影者 QUINTAS さん

## (5) 地域間連携

### ○伊勢から東紀州地域までの連携強化

熊野古道伊勢路の保全や活用に取り組む団体間、団体や行政間など、関係者間の情報交換等を通じて、伊勢路の一体感の醸成を図り、連携強化を推進します。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・地域との連携を強化すれば、まだまだ活性化できるポテンシャルがあると思う。
- ・「つながって 熊野古道伊勢路」というおもしろさは、地域間連携によって伝わると思うので、積極的に取り組んでほしい。

### ○三県の連携強化

熊野古道を結ぶ三県において、引き続き、さまざまな立場の関係者間での情報共有、連携強化に努め、広域での情報発信や保全・活用への展開を図っていきます。

#### 関係者・来訪者の意見

- ・観光客が多い和歌山県との連携が必要。
- ・インバウンドだけが良いとは思いませんが、和歌山県側との差を感じます。活動グループや、住民、事業者に利益が生まれる仕組みがなければ、継続もボランティア参加も難しくなると思います。ただ、英語に特化した語り部でイキイキとしながら活動している方もいますし、現場からの声をもっと吸い上げ、問題点を解決にむけて動くことで、随分と変わるのではないかと思います。



八鬼山越え



二木島峠

### 目標3の活動事例

テーマ	取組方向	活動事例
(1) 古道沿いの環境整備	統一感のある環境整備・情報提供	統一感のある案内板・道標の設置
		「案内等表記ガイドライン」に基づく統一的な表記
		トイレや休憩施設等の設置場所の周知
		トイレ等の整備・改修の推進
		伊勢路全体のマップの活用
		伊勢路全体での情報提供の強化
(2) 情報発信	効果的な情報発信	情報発信の体系化
		SNSなどを活用した相互交流の推進
		スマートフォンアプリ（マップ）の積極的活用
	伝承や文化の紹介	古道にまつわる文化財や伝承などのパンフレット作成 史跡等の説明板の設置
(3) 踏破の推進	通して歩く取組の推進	踏破向けの情報発信の強化
		踏破ウォークイベント等によるPR
		巡礼の道としての情報発信
		スタンプラリー等踏破の仕掛けづくり
	歩く旅人の交流促進	「歩き旅」の途中で交流できるスペースの拡大
(4) 地域の賑わい創出	周遊性・滞在性の向上	「歩き旅」＋周遊につながる周辺スポットや体験プログラムを情報発信
		地域資源の活用による商品づくり
	おもてなしの醸成	観光事業者を対象としたセミナーの開催
		地域住民のおもてなしの意識啓発
	宿泊施設、休憩施設の充実	「歩き旅」に適した宿泊・休憩施設の整備・充実とPR
		宿泊施設での「歩き旅」案内所機能の充実
	交通アクセス、二次交通等の充実	交通アクセスに関する情報発信
交通アクセス・二次交通の充実 駐車場、手荷物預かり所、手荷物配送サービスの充実		

		海外に向けた情報発信と受入態勢整備	外国語を併記した案内板の整備 外国語のホームページの拡充 外国語パンフレットの拡充 外国語対応の語り部育成 観光案内所等での外国語対応の人材育成 キャッシュレス決済の拡充
(5)	地域間連携	伊勢から東紀州地域までの連携強化	保全や活用に取り組む団体間、行政間などの関係者間の連携強化、会議の継続
		三県の連携強化	和歌山県、奈良県との連携 特に未登録文化財の世界遺産追加登録に向けた和歌山県との連携



三瀬坂峠



ツヅラト峠

(付表)関係者に期待される役割整理表

	目標1 価値に気づく					目標2 守り伝える				目標3 伊勢路を結ぶ、 地域を活かす				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	本質の追究	地域活動や社会教育	学校教育	情報発信	拠点施設の活用	守り伝える体制	啓発活動	文化財保護	文化景観の保全	古道沿いの環境整備	情報発信	踏破の推進	地域の賑わい創出	地域間連携
保存会※	○	○	○	○	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	○	○
語り部の会	○	○	○	○	○	◎	◎			○	○	○	○	○
古道・周辺の所有者						○			○	○				○
地域住民・団体		○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
観光協会					○	○	○		○	○	○	○	○	○
商工会議所 ・商工会						○			○	○	○		◎	○
交通事業者						○			○		○	○	○	○
旅行事業者					○	○	○		○	○	○	○	○	○
観光事業者					○	○	○		○	○	○	○	◎	○
熊野古道センター	○	◎	○	◎	◎	○	◎		○	○	◎	○	○	○
市町教育委員会	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○		○
市町		○		○	○	○	○		○	◎	◎	○	◎	○
県東紀州振興課	○	○	○	◎	◎	○	○		○	◎	◎	◎	○	◎
県教育委員会	◎	○	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○		◎
県(上記以外)		○		○	○	○	○		○	○	○	○	◎	○
サポーターズクラブ				○		○			○		○			
国	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

◎は中心的役割を担う。

※「保存会」「保全団体」の表記については、これまで「保存会」と表記していた箇所はそのままとし、アクションプログラム3 追記編以降、新たに記載したものについては「保全団体」と表記しています

# 資料編

---

- 1 熊野古道伊勢路概略図
- 2 「紀伊山地の霊場と参詣道」「熊野古道伊勢路」  
シンボルマーク・デザインガイド
- 3 世界遺産とは
- 4 日本の世界遺産
- 5 世界遺産の価値基準
- 6 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野参詣道
- 7 世界遺産の保全について
- 8 紀伊山地の参詣道ルール
- 9 熊野古道アクションプログラム4の策定経過



## 2 「紀伊山地の霊場と参詣道」「熊野古道伊勢路」シンボルマーク・デザインガイド

### 「紀伊山地の霊場と参詣道」シンボルマーク

紀伊山地の3つの霊場とそれらへ向かう道をイメージしました。  
 紀伊山地の持つ奥深さ、霊場の神秘性、参詣道の精神性を、グラデーションを活かした薄い緑とアクセントに用いた黄色で表現しています。  
 シンボルマークはロゴタイプと組み合わせて使用することを基本としていますが、シンボルマーク単独で使用することもできます。  
 シンボルマークは、色、形状を変更することはできません。  
 シンボルマークの最小使用サイズは直径6mmとします。



### 「熊野古道伊勢路」シンボルマーク

伊勢から熊野までの熊野古道伊勢路を結ぶシンボルマークです（公募により平成20年11月制定。令和6年3月改定）。  
 やわらかい円の中に、緑の濃淡で「伊勢」と「熊野」と、そこをつなぐ道が表現されています。  
 シンボルマークは、色、形状を変更することはできません。

### 「紀伊山地の霊場と参詣道」ロゴタイプ

書体、色を変更することはできません。  
 ロゴタイプは単独で使用することはできません。

## 紀伊山地の霊場と参詣道

### 清刷データ

上段:CMYK指定  
下段:RGB指定

中心の三角 グラデーション  
Y100~C100 M50 Y80 K30  
R255 G255~G50 B40

グラデーション範囲

DIC 380  
DIC 166  
DIC 441  
DIC 512

C30 M15 Y25 K10  
R160 G170 B150

C50 M25 Y40 K15  
R110 G130 B110

C100 M50Y80 K30  
G50 B40

中央の道 グラデーション  
C50 M25 Y40 K15~0  
R110 G130 B110~0

グラデーション範囲

紀伊山地の霊場と参詣道

C100 M50 Y80 K30  
G50 B40

C80 M30 Y100

DIC 248  
DIC 379  
DIC 465

C100 M80 Y70 K30

C90 M90 Y50

熊野古道伊勢路  
Kumano Kodo Iseji

### 参考 サインについて

熊野古道伊勢路の説明版や道標等のサインについては、「熊野街道歴史の道整備活用計画（改訂版）」にその標準仕様が示されています。  
 ※サインについては、古道来訪者の安全に十分に留意して設置する必要があります。

### 3 世界遺産とは

#### 3-1 世界遺産の目的と種類

遺跡や文化的な価値の高い建造物、貴重な自然環境を保護・保全し、人類にとってかけがえのない共通の財産として後世に継承していくことを目的に、世界遺産条約に基づき世界遺産リストに登録されている物件をいいます。文化遺産、自然遺産、複合遺産の3種類があり、2025年8月現在1,248件、そのうち、日本には26件の世界遺産があります。

① 文化遺産	すぐれて普遍的な価値を有している記念工作物、建造物、遺跡 ▶タージ・マハル（インド）、アンコール遺跡（カンボジア）等	972件
② 自然遺産	鑑賞上、学術上、保存上顕著な普遍的価値を有している地形や生物、 景観などを含む地域 ▶イエローストーン（アメリカ）、グレートバリアリーフ（オーストラリア）等	235件
③ 複合遺産	文化遺産と自然遺産の両方の要素を兼ね備えたもの ▶マチュ・ピチュの歴史保護区（ペルー）等	41件

#### 3-2 世界遺産条約

1972年に第17回のユネスコ（国連教育科学文化機関）総会で採択。正式名称は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」。条約締結国は、2024年12月現在196か国。日本は1992年に条約を締結しました。

「世界遺産条約」は、世界の貴重な文化遺産及び自然遺産を人類全体の宝物として損傷、破壊等の脅威から保護し、各地域において関係機関が協力して調査・保全することの大切さをうたっている条約です。必要に応じて国際的な協力のもとそれらの物件を保護し、次世代に伝えていくことを定めています。また、締結国には自国内に存在する世界遺産を保護・保存する義務を認識し、最善をつくすことなどが課せられています。

## 4 日本の世界遺産

名称	種別	登録年	場所	名称	種別	登録年	場所
屋久島	自然	1993	鹿児島	石見銀山遺跡とその文化的景観	文化	2007	島根
白神山地	自然	1993	青森、秋田	小笠原諸島	自然	2011	東京
法隆寺地域の仏教建造物	文化	1993	奈良	平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群	文化	2011	岩手
姫路城	文化	1993	兵庫	富士山—信仰の対象と芸術の源泉	文化	2013	静岡、山梨
古都京都の文化財	文化	1994	京都、滋賀	富岡製糸場と絹産業遺跡群	文化	2014	群馬
白川郷・五箇山の合掌造り集落	文化	1995	岐阜、富山	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業	文化	2015	福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、山口、岩手、静岡
原爆ドーム	文化	1996	広島	ル・コルビュジエの建築作品	文化	2016	東京
厳島神社	文化	1996	広島	「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群	文化	2017	福岡
古都奈良の文化財	文化	1998	奈良	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産	文化	2018	長崎、熊本
日光の社寺	文化	1998	栃木	百舌鳥・古市古墳群	文化	2019	大阪
琉球王国のグスク及び関連遺産群	文化	2000	沖縄	奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島	自然	2020	鹿児島、沖縄
紀伊山地の霊場と参詣道	文化	2004	三重、和歌山、奈良	北海道・北東北の縄文遺跡群	文化	2020	北海道、青森、岩手、秋田
知床	自然	2005	北海道	佐渡島の金山	文化	2024	新潟

## 5 世界遺産の価値基準

世界遺産（文化遺産）に登録されるには、次の価値基準のいずれかに該当していると認められること等が必要です。さらに、文化財保護法や自然公園法などで保護されている国が推薦する物件であることが前提となっています。

### 文化遺産の価値基準

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展において人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅してしまった文化的伝統または文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体、あるいは景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地利用の優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存在が危うくなっている場合。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること（ただし、きわめて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用）。

#### 「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産の価値基準への適合性の証明

（「世界遺産紀伊山地の霊場と参詣道」登録記念誌より要旨抜粋）

- ・（前略）本遺産を構成する記念工作物とその群および文化的景観を呈する遺跡は、日本古来の自然崇拜に根ざした神道と中国大陸や朝鮮半島から伝来した仏教の融合による独特の所産であり、東アジアにおける宗教文化の交流と発展の結果生まれた他に類を見ない顕著な事例群である。  
よって、本遺産は価値基準の（ii）に該当する。
- ・（前略）社寺の境内と参詣道及びその沿線の遺跡群は、宗教文化に関連して、今は失われた伝統と現在においてもなお継承されている伝統との複合のあり方を示す稀な事例である。  
よって、本遺産に含まれるこれらの遺跡とその群は価値基準の（iii）に該当する。
- ・（前略）「熊野三山」の社殿には他に類例を見ない顕著な様式の木造神社建築の様式が認められ、12世紀以降、全国各地に勧請された熊野神社の社殿の規範となった点で貴重である。（中略）  
したがって、本遺産に含まれるこれらの記念工作物とその群は価値基準の（iv）に該当する。
- ・本遺産を構成する個々の記念工作物及び遺跡は、神道および仏教、その融合の過程で生まれた山岳信仰である修験道など独特の信仰形態の特質を表す顕著な事例であり、山岳地帯に所在する行場などの神聖性の高い自然物又は自然の地域は、信仰に関連する独特の文化的景観を形成している。また、参詣のルートとなる道や川など線状にのびる資産に沿っては、信仰の山の経済的な基盤として発展し、今なおこの地域における生活や生業と密接に関わる人工林の地域などの良好な文化的景観が展開している。加えて、これらの地域では、今もなお「山伏」などの多くの行者や寺院の僧などによる修行及び宗教的儀礼が活発に行われているほか、一般の人々による参詣も継続的に行われており、日本国民の精神の中に資産が活かされ、文化として生き続けている。  
このような神聖性の高い自然物又は自然の地域とその環境をなす人工林の地域、及びそこにおいて継続的に行われている宗教儀礼や祝祭などは、信仰の山の文化的景観を構成する有形・無形の諸要素として優秀かつ多様であり、日本を含む東アジア地域における同種資産の中でも模範例として顕著な価値を有するものである。  
以上のような理由により、本遺産は価値基準の（vi）に該当する。

## 6 「紀伊山地の霊場と参詣道」と三重の熊野参詣道

### 6-1 概要

日本列島の本州、東経136度線に沿って、北から太平洋に張り出す紀伊半島の大部分は標高2,000m級の山脈が縦横に走り、また年間3,000mmを超える豊富な降水が深い谷を刻む山岳地帯で「紀伊山地」と呼ばれています。

日本の原始信仰は、山や岩、森や樹木、川や滝などを神格化する自然崇拝が一般的で、容易に人を寄せ付けない神秘的な自然環境を備えた紀伊山地は、古くから神々が宿る特別な地域と考えられるようになりました。また、538年に百済から仏教が伝来して以後は、仏・菩薩の浄土にも喩えられるようになり、山岳修行の舞台ともなりました。

その結果、紀伊山地には北部には僧空海(774-835)が唐から導入した真言密教の霊場「高野山」と、日本固有の山岳宗教である修験道の霊場「吉野・大峯」、そして南東部には自然崇拝に根ざした神仏習合の形態がよくあらわれている霊場「熊野三山」という、世界的にも珍しい三種類の霊場が形成されています。

特に、日本の社会構造が律令制から封建制へと変化する11世紀から12世紀は、1052年が末法の初年ということもあって、社会不安が著しく増大した時期で、数多くの人々が心の安らぎを求めて紀伊山地の霊場を訪れるようになり、以後は社会的風習ともなって日本の精神文化に大きな影響を及ぼし、特色ある文化的景観を形成するに至っています。

### 6-2 主な構成要素

①吉野・大峯	吉野山・吉野水分神社・金峯神社・金峯山寺・吉水神社・大峰山寺
②熊野三山	熊野本宮大社・熊野速玉大社・熊野那智大社・青岸渡寺・那智大滝・那智原始林・補陀洛山寺
③高野山	丹生都比売神社・金剛峯寺・慈尊院・丹生官省符神社
④参詣道	大峯奥駈道・高野参詣道・熊野参詣道(中辺路・小辺路・大辺路・伊勢路)



## 6-3 三重県内の指定地

### ① 史跡 熊野参詣道「伊勢路」他 年代 平安時代以降 所有者 国、市町、個人ほか

熊野参詣道は、平安時代から近世まで「熊野三山」への参詣者がたどった道です。熊野に至るルートは大きく3つに分けられます。第一は紀伊半島の西側を通る道路で、文献では「紀路」とされるものですが、これは途中で内陸を通る「中辺路」と海岸を通る「大辺路」に分かれます。第二は紀伊半島の東側を通る「伊勢路」、第三は高野山と熊野三山を結ぶ「小辺路」です。

熊野三山への参詣は、平安時代の上皇・法皇や貴族層から始まり、徐々に庶民にも浸透し、室町時代には「蟻の熊野詣」と形容されるような最盛期を迎えます。このころ盛んに利用されたのが「中辺路」で、また熊野本宮大社と熊野速玉大社との往復には「熊野川」の船運が利用されました。その後、熊野三山のみを対象とする熊野詣は衰退しますが、民衆の社寺参詣が盛んになる江戸時代になると、西国巡礼者が伊勢神宮への参拝後、「伊勢路」を通過して西国巡礼の最初の札所である那智山「青岸渡寺」へ向い、巡礼の途中にある熊野三山にも詣でるようになります。

三重県に関係する史跡としては、「伊勢路」「熊野川」「七里御浜」「花の窟」があります。

これらは、いずれも史跡本体のみならず、周辺の景観とあいまって高い価値をもつことが評価されたものですが、とりわけ「七里御浜」と「熊野川」は、「海浜」「川」の国史跡指定として景観に視点をいたした全国初の取組であり、今後の史跡指定の一方向をうかがわせるものとなっています。

### ② 天然記念物及び名勝 熊野の鬼ヶ城附獅子巖 所有者 国、熊野市

熊野参詣道沿いの文化的景観となる「熊野の鬼ヶ城附獅子巖」は、江戸時代の文献などにも景勝の地として登場しています。これらは、天然の風蝕・波蝕洞穴・岩塊として学術的にも貴重であり、1935年12月に国の天然記念物及び名勝に指定されています。

### ③ 熊野三山「御船島」 年代 奈良時代以降 所有者 宗教法人 熊野速玉大社

熊野三山は、熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社のことを示し、それぞれが自然崇拜による固有の祭祀起源を持ちますが、10世紀後半には仏教の影響を受けて互いに他の二社の祭神を合祀し、「熊野三所権現」として日本第一の靈験としての信仰を集めるようになります。神仏習合の醸成された場所でもあり、我が国の信仰の歴史を考えるうえで貴重な資産となっています。

三重県に関係する史跡としては、熊野速玉大社の境内地で熊野川の中州の無人島である「御船島」が指定を受けました。御船島は熊野速玉大社の祭礼の場で、毎年10月16日には熊野速玉大社の主祭神が「神幸船」で御船島に渡る「御船祭」が行われ、島の周辺では「早船」による競争や「諸手船」の上での「ハリハリ踊り」が舞われるなど、いにしえを偲ばせる祭りが行われます。

## ■世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」を構成する史跡等の一覧表（三重県内）

※出典：世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三重県保存管理計画より

名称	区域・区間	総延長又は面積	
史跡熊野参詣道・伊勢路	①ツツラト峠道	度会郡大紀町大内山志子谷から北牟婁郡紀北町島原間	1.8 km
	②荷坂峠道	北牟婁郡紀北町東長島地内	1.1 km
	③三浦峠道（熊ヶ谷道）	北牟婁郡紀北町道瀬から同町三浦間	1.8 km
	④始神峠道	北牟婁郡紀北町三浦から同町馬瀬間	1.6 km
	⑤馬越峠道	北牟婁郡紀北町相賀から尾鷲市北浦町間	2.5 km
	⑥八鬼山道	尾鷲市矢浜大道から同市三木里間	6.6 km
	⑦三木峠道 羽後峠道	尾鷲市三木里から同市賀田間	1.8 km
	⑧曾根次郎坂・太郎坂	尾鷲市曾根町から熊野市二木島町間	4.0 km
	⑨二木島峠道 逢神坂峠道	熊野市二木島町から同市新鹿町間	3.1 km
	⑩波田須の道	熊野市波田須町地内	0.3 km
	⑪大吹峠道	熊野市波田須町から同市大泊町間	1.4 km
	⑫観音道	熊野市大泊町地内	0.9 km
	⑬松本峠道	熊野市大泊町から同市木本町間	0.7 km
	⑭横垣峠道	南牟婁郡御浜町神木から同町阪本間	2.0 km
	⑮風伝峠道	南牟婁郡御浜町栗須から熊野市紀和町矢ノ川間	1.1 km
⑯本宮道	熊野市紀和町矢ノ川地内	0.8 km	
	熊野市紀和町小川口から小栗須	0.6 km	
	熊野市紀和町小栗須から湯ノ口	0.2 km	
	熊野市紀和町湯ノ口から大河内	0.4 km	
	熊野市紀和町楊枝川地内	0.2 km	
史跡熊野参詣道	熊野川	熊野市紀和町小船から南牟婁郡紀宝町鮎田	21.0 km
	七里御浜	熊野市井戸町から南牟婁郡紀宝町鶴殿	18.0 km
	花の窟	熊野市有馬町字上ノ地130-1、130-2、130-3	19.707㎡
史跡熊野三山 熊野速玉大社（御船島）	南牟婁郡紀宝町鮎田字右市ヶ鼻1521	2.654㎡	
天然記念物及び名勝 熊野鬼ヶ城附獅子巖	熊野市木本町字城山1789、同市井戸町字馬留596	45.752㎡	

※ 総延長は、1 / 500 の測量図により計測した平面距離、面積は1 / 25000 の地図を基に計測した面積

※ 区域・区間は現在の住所表記

## 7 世界遺産の保全について

### 7-1 法と条例

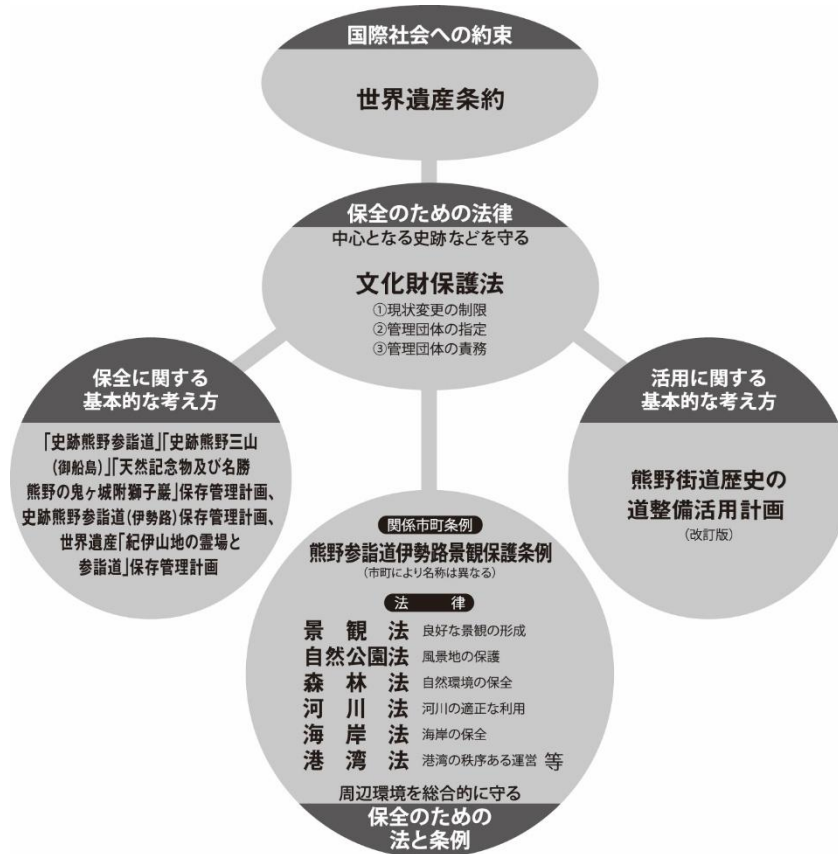
熊野古道やその周辺の地域が世界遺産に登録されたことにより、「世界遺産条約」の基本精神に則り保全に努め、次世代に確実に伝えていくために最善の努力を尽くさなければなりません。中心となる地域は国の史跡等に指定され、「文化財保護法」等の法令によって保全されています。周辺地域についても、関係法や市町が定める「熊野参詣道伊勢路景観保護条例(※1)」によって景観や周辺環境が守られています。

また、登録にあたって、保全と活用の基本的な考え方が『「史跡熊野参詣道」「史跡熊野三山(御船島)」「天然記念物及び名勝熊野の鬼ヶ城附獅子巖」保存管理計画』(三重県)、『史跡熊野参詣道(伊勢路)保存管理計画※1』(市町)として、各資産を管理する県及び市町によりまとめられています。

さらにイコモス(※2)からは、より詳細な保存管理計画の提出が勧告されたため、三重県は、これらを含む保存管理計画として『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」保存管理計画』(三重県)を策定しました。

※1 条例と計画の名称は市町により異なる。

※2 ICOMOS (International Council on Monuments and Sites) = 国際記念物遺跡会議。文化遺産の保存・修復に関する研究を行う非政府組織 (NGO)。世界各国に小委員会を持つユネスコの諮問機関



世界遺産をとりまく関係法令等(三重県関係)

## 7-2 定期報告制度

世界遺産は登録後6年ごとに保全状況を報告し、見直しの審査を受けることになっています。この制度を定期報告（Periodic Report）といいます。

定期報告時に、登録当初の状況が何らかの理由で損なわれ、問題点や改善すべき点などが指摘されれば、指導や警告、改善命令が出され、それでも状況が改善されなければ「危機にさらされている世界遺産」に登録されるという不名誉な事態となります。

世界遺産とは「一度失ったら最後、二度と再現することが不可能で、人類共通の未来に伝えていくべき価値があり、民族、国境を越えて国際的に協力して保護する必要のある文化財」であることを強く認識し、保全する国際的責任を果たしつつ、有効に活用しながら、次の世代へ伝えていかなければなりません。

## 7-3 遺産の真実性

世界遺産に登録されるには「世界遺産条約を履行するための作業指針」の中に示されている登録基準のいずれか一つ以上に合致するとともに（5 世界遺産の価値基準参照）、真実性（オーセンティシティ）や完全性（インテグリティ）の条件を満たすことが必要です。

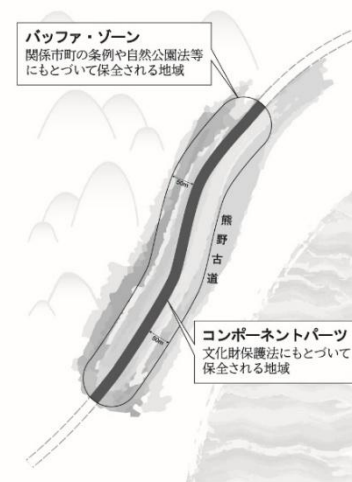
真実性とは、「本物であること」「真正であること」を意味します。主に建造物や遺跡などの文化遺産が持つ本物の芸術的、歴史的な価値のことをいい、意匠、材料、技術、環境がオリジナルな状態を保っていることが必要になります。復元や修復については、学術的な真実性に基づいて行わなければならないのは当然のことです。しかし、道や文化的景観に対する真実性の取組は日本では「紀伊山地の霊場と参詣道」が初めてのケースであり、また、道や景観は過去から現代まで絶えず変わり続けてきたものであるため、景観配慮や利用者サービスなどにおける対応は、遺産の持つ真実性を損なうことのないよう、十分な知識を持った慎重な対応が必要です。

## 7-4 コンポーネントパーツとバッファ・ゾーン

世界遺産の直接指定対象として厳格に保護される地域を「コンポーネントパーツ（構成資産）」と呼びます。

文化遺産のコンポーネントパーツは、文化財保護法により史跡などに指定され、国が保護する姿勢を明確にする必要があります。また、コンポーネントパーツの周囲に設けられた利用制限区域を「バッファ・ゾーン（緩衝地帯）」と呼びます。

バッファ・ゾーンは、関係市町の条例や自然公園法・河川法等で守られています。



## 8 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産となった参詣道を保全していくため、三重県、奈良県、和歌山県の3県が共同して、ルールの公募等、多くの住民の方々の協力を得て、参詣道を訪れる人々が守るべきルールを策定し、平成16年7月8日、「世界遺産登録推進三県協議会」において決定されました。

### 紀伊山地の参詣道ルール

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、万物、生命の根源である自然や宇宙に対する畏敬を、山や森に宿る神仏への祈りという形で受け継いできた、日本の精神文化を象徴する文化遺産です。

私たちは、このかけがえのない資産がもたらす恵みを、世界の人々がいつまでも分かちあえるよう、参詣道を歩くにあたって次のことを約束します。

#### 1 「人類の遺産」をみんなで守ります

紀伊山地の自然や文化にふれ、学び、私たち共有の資産の素晴らしさを、みんなの力で永く後世へ伝えましょう。

#### 2 いにしえからの祈りの心をたどります

この道には、祈りを捧げてきた多くの足跡が刻まれています。今なお続く人々の心に思いを馳せながら歩きましょう。

#### 3 笑顔であいさつ、心のふれあいを深めます

出会った人と声をかけあい、また地域の人々とも交流を図りましょう。

#### 4 動植物をとらず、持ち込まず、大切にします

貴重な動植物が生息する紀伊山地では、存在するもの全てが大切な資産です。自然を愛し、守る心を持ち続けましょう。

#### 5 計画と装備を万全に、ゆとりをもって歩きます

道中は何が起こるかわかりません。中には険しい道もあるので、天候・体調・装備などを十分考えて、無理をせず歩きましょう。

#### 6 道からはずれないようにします

道をはずれることは危険であり、植生などを傷めることにもなります。むやみに周囲に踏み込まないようにしましょう。

#### 7 火の用心をこころがけます

タバコのポイ捨てなど、ちょっとした不注意から火災は起こります。火気の取り扱いには十分注意しましょう。

#### 8 ゴミを持ち帰り、きれいな道にします

地域の人たちが古くから守りつづけてきた道です。ゴミを持ち帰り、来た時よりも美しい道にしましょう。

## 9 熊野古道アクションプログラム4の策定経過

熊野古道アクションプログラム3追記編における「めざす姿」は普遍的なものであることや、活動指針と具体的な内容については、そのほとんどが、引き続き取り組むべき内容であるため、アクションプログラム3 追記編をもとに、皆さまの意見を伺いながら追加や強化が必要な取組を盛り込むなどして策定しました。

### (1)関係者アンケート調査（令和7年10月）

本協働会議世話人、保全団体や語り部、アクションプログラム実施団体、従来から協働会議に参画していただいている団体や個人、観光・旅行等関係事業者、高等学校、関係行政機関などを対象にアンケートを実施し、計73団体・名から回答を得ました。

### (2)来訪者アンケート調査（令和6年4月～令和7年2月）

一般社団法人東紀州地域振興公社が実施した「熊野古道来訪者調査」（629件の回答）の結果を活用しました。

### (3)関係者ヒアリング調査（令和7年10月～11月）

保全団体や観光事業者、県議会議員、交流拠点関係者、協働会議アドバイザー、県外有識者、14名を対象にヒアリング調査を実施しました。

### (4)検討会議（令和7年11月、12月、令和8年2月）

上記調査結果や、令和7年11月に開催した第1回熊野古道協働会議での意見をもとに、熊野古道アクションプログラムの改定に向けて、熊野古道関係者、行政担当者等で構成する検討会議を3回にわたり開催し、検討を重ねました。

### (5)熊野古道協働会議（令和7年11月、令和8年3月）

アクションプログラム改定の考え方やプロセスを協議するため、第1回熊野古道協働会議を開催（令和7年11月）した後、検討会議での議論を踏まえた改定案を第2回熊野古道協働会議（令和8年3月）において関係者が協議し、合意しました。

## 熊野古道アクションプログラム4 保全と活用のための活動指針

---

令和8年3月発行 編集・発行 熊野古道協働会議  
(事務局：三重県地域連携・交通部南部地域振興局東紀州振興課)

© Mie Prefectural Government 2026